

平成 30 年  
綾瀬市議会 1 2 月定例会議案

綾 瀬 市



# 目 次

番 号	題 名	ページ
議 案		
5 7	綾瀬市市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例	1
5 8	工事請負契約の締結について（平成30年度消防庁舎新築工事（建築））	7
5 9	工事請負契約の締結について（平成30年度消防庁舎新築工事（機械））	8
6 0	工事請負契約の締結について（平成30年度消防庁舎新築工事（電気））	9
6 1	工事請負契約の締結について（平成30年度綾瀬市立北の台中学校空調設備機能復旧工事（機械））	1 0
6 2	工事請負契約の締結について（平成30年度綾瀬市立落合小学校空調設備機能復旧工事（機械））	1 1
6 3	工事請負契約の締結について（平成30年度市民スポーツセンターテニスコートフェンス等改修工事）	1 2
6 4	市道路線の廃止について（R 2 7 3）	1 3
6 5	市道路線の認定について（R 2 3 - 1 2）	1 4
6 6	市道路線の認定について（R 2 8 0 - 2）	1 5
6 7	市道路線の認定について（R 8 1 6 - 2）	1 6
6 8	市道路線の認定について（R 1 3 2 7 - 2）	1 7
6 9	平成30年度綾瀬市一般会計補正予算（第3号）	別 冊
7 0	平成30年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	別 冊
7 1	平成30年度綾瀬市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	別 冊
7 2	平成30年度綾瀬市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	別 冊
報 告		
1 2	専決処分の報告について（綾瀬市火災予防条例の一部を改正する条例）	1 8



綾瀬市市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例

(綾瀬市市税条例の一部改正)

第1条 綾瀬市市税条例（昭和52年綾瀬町条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第30条」を「第29条の2」に改める。

第8条第1項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第10条中「の控除対象配偶者」を「の同一生計配偶者」に、「が控除対象配偶者及び」を「が同一生計配偶者又は」に改める。

第14条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第15条第1項中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改める。

第2章第3節中第30条の前に次の1条を加える。

(環境性能割の減免)

第29条の2 市長は、第35条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対し、環境性能割を減免することができる。

第30条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第31条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改める。

第32条の見出し及び同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第33条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「規則」を「施行規則第16条」に改め、同条第3項中「規則」を「施行規則第16条」に改める。

第34条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第442条の2第2項」を「第444条第1項」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第35条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第36条第2項中「第442条の2第3項ただし書」を「第443条第3項ただ

し書」に、「第443条」を「第445条」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第5項中「第33条第2項」を「第33条第3項」に改め、同条第6項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第55条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第454条第1項又は第2項に規定する申告書又は報告書を当該各項に規定する時又は日までに正当な理由がなくて提出しなかつた者

附則第5項の前の見出し及び同項を削り、附則第6項に見出しとして「(市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の納税義務の免除等)」を付し、同項を附則第5項とする。

附則第7項の前の見出しを削り、同項を附則第6項とし、同項の前に見出しとして「(関係条例の一部改正)」を付し、附則第8項を附則第7項とし、附則第9項を附則第8項とし、附則第10項を附則第9項とする。

附則第11項中「第12条第26項」を「第12条第17項」に改め、同項を附則第10項とし、附則第12項を附則第11項とし、附則第13項を附則第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

13 法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。

- (1) 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合 2分の1
- (2) 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1
- (3) 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合 4分の3
- (4) 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合 4分の3
- (5) 法附則第15条第32項第1号に規定する条例で定める割合 3分の2
- (6) 法附則第15条第32項第2号に規定する条例で定める割合 4分の3
- (7) 法附則第15条第32項第3号に規定する条例で定める割合 2分の1
- (8) 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合 3分の1
- (9) 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合 3分の2
- (10) 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合 零
- (11) 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合 3分の2

附則第14項から附則第18項までを削る。

附則第19項各号列記以外の部分中「第7条第14項」を「第7条第13項」に、「第12条第26項」を「第12条第17項」に改め、同項第5号中「第7条第14項」を「第7条第13項」に改め、同項を附則第14項とし、同項の次に次の2項を加える。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

15 市長は、当分の間、第29条の2の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対し、軽自動車税の環境性能割を減免することができる。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例)

16 市長は、当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対し、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第20項を削る。

附則第21項の前の見出しを削り、同項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、同項を附則第17項とし、同項の前に見出しとして「(軽自動車税の種別割の税率の特例)」を付する。

附則第22項を附則第18項とし、附則第23項を附則第19項とする。

附則第24項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項を附則第20項とする。

附則第25項から附則第28項までを削る。

附則第29項の前の見出しを削り、同項中「第21項」を「第17項」に改め、同項を附則第21項とする。

附則第30項中「第22項」を「第18項」に改め、同項を附則第22項とする。

附則第31項中「第23項」を「第19項」に改め、同項を附則第23項とする。

附則第32項を削る。

第2条 綾瀬市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第13項第8号中「第15条第44項」を「第15条第43項」に改め、同項第9号中「第15条第45項」を「第15条第44項」に改め、同項第10号中

「第15条第47項」を「第15条第46項」に改める。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部改正)

第3条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例(昭和33年綾瀬町条例第6号)の一部を次のように改正する。

題名中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第1条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第2条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「(昭和25年法律第226号)」を削り、「第446条第1項」を「第463条の18第1項」に改める。

第3条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第4条(見出しを含む。)中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第1号様式中「軽自動車税証紙」を「軽自動車税の種別割証紙」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第10条の改正規定 平成31年1月1日

(2) 第2条の規定 平成31年4月1日

(3) 第1条中目次、第8条第1項、第14条、第15条第1項、第29条の2から第35条まで、第36条(第5項の改正規定を除く。)及び第55条第1項の改正規定、附則第14項の次に2項を加える改正規定、附則第21項及び附則第24項の改正規定並びに第3条及び附則第7項から附則第10項までの規定 平成31年10月1日

(固定資産税等に関する経過措置)

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。



- 3 第1条の規定による改正後の綾瀬市市税条例（以下「新条例」という。）附則第13項第1号の規定は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、新たに取得される改正法第1条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年3月31日までに取得された同号に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第13項第4号の規定は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に、新たに取得される新法附則第15条第8項に規定する施設に対して課すべき平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年3月31日までに取得された同項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第13項第5号から第7号までの規定は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、新たに取得される新法附則第15条第32項第1号から第3号までに規定する設備に対して課すべき平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年3月31日までに取得された旧法附則第15条第32項第1号及び第2号に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 第2条の規定による改正後の綾瀬市市税条例の規定は、平成32年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成31年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。  
（法人の市民税に関する経過措置）
- 7 新条例第14条及び第15条の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。  
（軽自動車税に関する経過措置）
- 8 新条例第29条の2、第55条第1項第4号並びに附則第15項及び第16項の規定は、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

9 新条例第8条第1項及び第30条から第36条まで並びに附則第17項から附則第23項までの規定は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の経過措置)

10 第3条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の規定は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

平成30年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

工事請負契約の締結について

平成30年度消防庁舎新築工事（建築）の請負契約を次のとおり締結します。

- 1 請負契約者 門倉組・大春工務店特別共同企業体  
代表構成員  
神奈川県藤沢市辻堂元町4丁目17番22号  
株式会社門倉組  
代表取締役 小澤 智幸
- 2 請負契約金額 997,380,000円
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 履行場所 綾瀬市深谷3797番2他地内  
平成30年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

平成30年度消防庁舎新築工事（建築）の請負契約を締結したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

平成30年度消防庁舎新築工事（機械）の請負契約を次のとおり締結します。

- 1 請負契約者 根布・双和特別共同企業体  
代表構成員  
神奈川県平塚市御殿2丁目14番26号  
株式会社根布工業  
代表取締役 根布 博之
- 2 請負契約金額 346,430,520円
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 履行場所 綾瀬市深谷3797番2他地内  
平成30年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

平成30年度消防庁舎新築工事（機械）の請負契約を締結したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

平成30年度消防庁舎新築工事（電気）の請負契約を次のとおり締結します。

- 1 請負契約者 井上・たちばな特別共同企業体  
代表構成員  
神奈川県海老名市大谷北4丁目3番29号  
井上電気株式会社  
代表取締役 可兒 克利
- 2 請負契約金額 198,278,280円
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 履行場所 綾瀬市深谷3797番2他地内  
平成30年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

平成30年度消防庁舎新築工事（電気）の請負契約を締結したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

平成30年度綾瀬市立北の台中学校空調設備機能復旧工事（機械）の請負契約を次のとおり締結します。

- 1 請負契約者 勝栄・協進特別共同企業体  
代表構成員  
神奈川県高座郡寒川町田端1177番地  
株式会社勝栄工業  
代表取締役 中内 靖修
- 2 請負契約金額 213,072,120円
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 履行場所 綾瀬市蓼川1丁目2番1号地内  
平成30年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

平成30年度綾瀬市立北の台中学校空調設備機能復旧工事（機械）の請負契約を締結したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

平成30年度綾瀬市立落合小学校空調設備機能復旧工事（機械）の請負契約を次のとおり締結します。

- 1 請負契約者 勝栄・協進特別共同企業体  
代表構成員  
神奈川県高座郡寒川町田端1177番地  
株式会社勝栄工業  
代表取締役 中内 靖修
- 2 請負契約金額 148,754,880円
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 履行場所 綾瀬市落合北3丁目10番1号地内  
平成30年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

平成30年度綾瀬市立落合小学校空調設備機能復旧工事（機械）の請負契約を締結したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

平成30年度市民スポーツセンターテニスコートフェンス等改修工事の請負契約を次のとおり締結します。

- 1 請負契約者 神奈川県綾瀬市深谷中7丁目23番19号  
株式会社芳賀建設  
代表取締役 芳賀 隆浩
- 2 請負契約金額 161,779,680円
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 履行場所 綾瀬市深谷上3丁目6番1号地内  
平成30年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

平成30年度市民スポーツセンターテニスコートフェンス等改修工事の請負契約を締結したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。



市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 273号線	寺尾本町三丁目 1445番地先	寺尾本町三丁目 1444番1地先	42.0	1.2	

平成30年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

道路の払下げに伴い廃止いたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案する  
ものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 23-12号線	上土棚南五丁目 1817番22地先	上土棚南五丁目 1817番10地先	71.5	5.0	

平成30年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 280-2号線	寺尾本町三丁目 750番24地先	寺尾本町三丁目 750番21地先	63.7	4.5 ～4.8	

平成30年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 816-2号線	深谷南四丁目 2377番1地先	深谷南四丁目 2377番16地先	52.5	4.5	

平成30年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1327-2号線	上土棚北三丁目 374番34地先	上土棚北三丁目 374番24地先	67.8	4.5	

平成30年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成30年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由



## 専 決 処 分 書

綾瀬市火災予防条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

### 綾瀬市火災予防条例の一部を改正する条例

綾瀬市火災予防条例（昭和37年綾瀬町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

平成30年10月5日

綾瀬市長 古 塩 政 由

#### 理 由

工業標準化法の改正に伴い、綾瀬市火災予防条例の一部改正について、条文の文言整理を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分する。